

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月18日から同年7月20日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月18日に、資格喪失日に係る記録を同年7月20日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月18日から同年8月4日まで  
私は船員手帳を所持しており、船舶所有者Aが所有するC丸に昭和29年5月18日雇入れ、同年8月4日雇止めされた記載がある。  
この期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により確認できる雇入れ、雇止めの記録から判断すると、申立人は、申立期間において船舶所有者Aに雇い入れられ、C丸において無線局長として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に当該船舶所有者が所有していた船舶数及び乗組員数について、B社の元役員は、「申立期間当時、船舶所有者Aが保有していた船舶は3隻で、各船の乗組員数は15人から16人だった。」、申立期間当時に当該船舶所有者が経営していた陸上部門の事業所に勤務していたとする元職員は、「昭和29年初めころに保有していた船舶数は3隻だった。乗組員数は、3隻のうち2隻は15人から16人だったが、ほかの1隻は15人から18人くらいだった。」、申立期間において、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿で船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立期間当時はC丸とは別の船舶に乗船していた。当時は、

乗組員数が通常 15 人から 16 人の船舶であっても、実際には 12 人から 13 人で出漁することもあった。」と供述しているところ、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間のうち昭和 29 年 5 月 18 日から同年 7 月 19 日までの期間における被保険者数は 40 人から 46 人であることが確認できる。

さらに、申立期間において、前述の被保険者名簿で船員保険の被保険者記録が確認できる乗組員二人はいずれも、「私は、船員手帳を所持していないが、当時、船舶所有者 A が保有していた C 丸とは別の船舶に乗船していた。その乗船期間と船員保険被保険者記録は一致していると思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 18 日から同年 7 月 19 日までの期間においては、当該船舶所有者は、所有していた C 丸を含む 3 隻の乗組員についてほぼ全員を船員保険に加入させていたものと認められる。

加えて、前述の被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和 29 年 7 月 20 日から同年 8 月 4 日までの期間における被保険者数は、1 隻の乗組員数におおむね相当する 19 人であることが確認でき、申立人が乗船していた C 丸の船長が同年 7 月 20 日に船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることを踏まえると、申立人についても、当該船長と同日の同年 7 月 20 日に船員保険被保険者の資格を喪失したものと考えるのが妥当である。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 18 日から同年 7 月 20 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種（通信士）であり、申立期間前後の期間において船員保険被保険者の資格を取得している同僚 6 人の船員保険被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は清算中であることから代表清算人に照会したところ、申立期間当時の資料が無く不明としているが、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間中に整理番号の欠番は無いことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出され、その後被保険者資格の喪失届も提出されているとすれば、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 5

月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和29年7月20日から同年8月4日までの期間については、申立人が当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和29年7月20日から同年8月4日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 247 (事案 161 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 3 年 6 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで  
④ 平成 3 年 6 月から 4 年 3 月まで

年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、納得ができない。婚姻後の国民年金保険料の領収書は、毎年夫の当時の勤務先に、国民健康保険料や医療費の領収書と共に提出して税金の申告を行っており、市役所に課税関係の書類が残っているはずなので、それを見てほしい。

申立期間①、③及び④は、免除記録となっているが、婚姻の翌年度から、夫婦二人分の保険料を毎月月初めに信用金庫で納付している。

申立期間②は、未納となっているが、昭和 60 年\*月に生まれた長男が、2 歳の時に肢体不自由児施設に訓練に通わなければならなくなり、その付き添いのため自分がパートを休むこととなったため、昭和 62 年度分の納付書が送られてきたが、とても支払えないので、免除申請をした。免除はこの 1 年のみである。

### 第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについて、i) 申立人は、婚姻後は、その夫の国民年金保険料と一緒に自らの保険料も納付していたと供述しているが、申立期間①及び③については夫も申請免除、申立期間②については、

夫も未納となっていること、ii) 申立期間①に係る納付書の様式や保険料の納期、保険料額についての申立人の供述は、いずれも当時のA市の取扱いや当時の保険料額とは相違がみられ、申立てどおりに納付していたものとは考えにくいこと、iii) 肢体不自由児施設からの回答では、申立人が長男の療育相談に施設を訪問したのは昭和62年8月、長男が施設に通園措置となったのは63年11月と確認できるが、このいずれの時点でも、62年4月にさかのぼって免除承認を受けることはできず、申立期間②について、申立てどおりの免除申請がなされたものとは考えにくいこと、iv) 申立期間③については、申立人の長男が肢体不自由児施設に通園するようになった時期であるとともに、社会保険庁(当時)の記録では、免除の申請日、処理日が確認できる上、申立期間④については、申立人が平成3年6月から同年12月までの免除承認を受けたこと、及び4年3月の時点で、免除の終期を4年3月までに変更していることも確認でき、これらの免除記録の不備をうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月16日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、各申立期間に係る国民年金保険料の領収書については、夫の当時の勤務先に提出して税金の申告を行っており、市役所にも課税関係の資料があるはずなのでそれを調査してほしいと申し立てているが、夫の元勤務先からは当初の申立てにおいて既に聴取を行っており、「申立期間当時の書類は無く、当時のことは不明である。」との供述を得ている上、A市役所にも照会したが、「課税関係資料の保存年限は7年であり、保存年限を経過した書類は処分している。」との回答を得ており、申立期間当時の課税関係の書類について確認することはできず、そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付し、申立期間②の国民年金保険料を申請免除されていたものとは認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 248 (事案 160 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの期間及び63年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から62年3月まで  
② 昭和62年4月から63年3月まで  
③ 昭和63年4月から平成3年3月まで

年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、納得ができない。

婚姻後の国民年金保険料の領収書は、毎年、当時の勤務先に国民健康保険料や医療費の領収書と共に提出して税金の申告を行っており、市役所に課税関係の書類が残っているはずなので、それを見てほしい。

申立期間①及び③は、免除記録となっているが、妻が毎月月初めに信用金庫で納付した。

申立期間②は、未納となっているが、昭和60年\*月に生まれた長男が、2歳の時に脳性マヒと言われ、肢体不自由児施設に訓練に通わなければならなくなり、その付き添いのため妻がパートを休まなければならなくなったため、昭和62年度分の納付書が送られてきたが、とても支払えないので、免除申請をした。免除はこの1年のみである。

### 第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについて、i) 申立人は、その妻に任せていたとしており、申立期間における国民年金保険料納付及び免除申請に関与しておらず、申立期間①(昭和58年10月以降)及び③は、妻も申請免除、申立期間②は、妻も未納となっていること、ii) 申立人の妻の供述におい

て、申立期間①に係る納付書の様式や保険料の納期、保険料額については、いずれも当時のA市の取扱いや当時の保険料額とは相違がみられ、申立てどおりに納付していたものとは考えにくいこと、iii) 肢体不自由児施設からの回答では、申立人の妻が長男の療育相談に施設を訪問したのは昭和62年8月、長男が施設に通園措置となったのは63年11月と確認できるが、このいずれの時点でも、62年4月にさかのぼって免除承認を受けることはできず、申立期間②について、申立てどおりの免除申請がなされたものとは考えにくいこと、iv) 申立期間③については、申立人の長男が肢体不自由児施設に通園するようになった時期であるとともに、社会保険庁（当時）の記録では、免除の申請日、処理日が確認でき、これら免除記録の不備をうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月16日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、各申立期間に係る国民年金保険料の領収書については、当時の勤務先に提出して税金の申告を行っており、市役所にも課税関係の資料があるはずなのでそれを調査してほしいと申し立てているが、申立人の元勤務先からは当初の申立てにおいて既に聴取を行っており、「申立期間当時の書類は無く、当時のことは不明である。」との供述を得ている上、A市役所にも照会したが、「課税関係資料の保存年限は7年であり、保存年限を経過した書類は処分している。」との回答を得ており、申立期間当時の課税関係の書類について確認することはできず、そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付し、申立期間②の国民年金保険料を申請免除されていたものとは認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 21 日から 51 年 3 月 21 日まで  
ねんきん特別便を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 50 年 3 月 21 日と記載されていたが、私は 51 年 3 月 20 日までの期間において同社に勤務し、同年 4 月ごろに実家がある B 県 C 市に戻った。

勤務期間中については厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 51 年 3 月 20 日に A 社を退社したと申し立てているものの、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の離職日は 50 年 3 月 20 日となっており、当該離職日は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、企業年金連合会が保管する D 厚生年金基金の加入員番号払出簿によると、申立人の中途脱退年月日は昭和 50 年 3 月 21 日となっており、当該喪失日は、前述の被保険者原票における資格喪失日と一致していることが確認できるところ、事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出書と厚生年金基金の脱退の届出書は複写式であった。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人が退社した時期は不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から所在が確認できる同僚に照会したものの、回答があった同僚は、「申立人のことは覚えているが、

申立人が退社した時期については覚えていない。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認できない。

加えて、事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の保険料控除に係ることは不明である」と供述している上、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していたとする同僚は、「申立人の保険料控除に係ることは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社を退社後に、実家があるC市に戻った。」と供述しているところ、申立人の戸籍の附票から、申立人は昭和50年4月12日付けでC市に住所を定めたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和63年2月1日にA社に出向し、平成4年4月1日に出向元のB社（現在は、C社）に異動したが、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日となっており、加入期間が1か月欠落していた。

A社に平成4年3月31までの期間において勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された労働者名簿から、申立人は昭和63年2月1日から平成4年3月31日までの期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料の給与からの控除方式は翌月控除であり、申立人の平成4年3月分の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と供述しているところ、当該事業所から提出された申立人の在籍期間における賃金台帳によると、申立人が同社に入社した昭和63年2月の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年3月から平成4年3月までの期間における給与からはそれぞれ1か月分の厚生年金保険料が控除されていることから、同年3月の給与から控除されている厚生年金保険料は同年2月分の保険料であり、同年3月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪

失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年3月31日と記載されていることが確認でき、当該日付はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。